

## 大津市商業地魅力アップ支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、商店街等が実施する地域における商業の活性化及び商業地としての機能の充実に寄与する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、市内の商業地の魅力の増進を図り、もって長期的な商業の発展を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「商店街」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立された商店街振興組合
- (2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合
- (3) 小売業又はサービス業を営む者が概ね10店舗以上近接して商業街区を形成し、組織及び運営についての規約の定めのある任意団体

### (補助金の区分)

第3条 この要綱による大津市商業地魅力アップ支援事業補助金（以下「補助金」という。）の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 商店街活性化計画策定支援事業補助金
- (2) 連携等支援事業補助金
- (3) 起業・創業促進新規出店支援事業補助金

ア 改装費補助金

イ 家賃補助金

### (補助事業等)

第4条 前条の区分ごとの補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額等は、別表に定めるとおりとする。

### (交付申請書)

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市商業地魅力アップ支援事業補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、事業計画書、経費内訳書その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

### (決定通知書)

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市商業地魅力アップ支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市商業地魅力アップ支援事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第7条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市商業地魅力アップ支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第4号)又は大津市商業地魅力アップ支援事業補助金交付決定変更通知書(様式第5号)により行うものとする。

(補助事業等の内容の変更等の承認申請書)

第8条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業変更承認申請書(様式第6号)又は大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第7号)とする。

2 前項の変更承認申請書には、変更事業計画書、変更後の経費内訳書その他の市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(承認通知書等)

第9条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業変更承認決定通知書(様式第8号)若しくは大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業中止(廃止)承認決定通知書(様式第9号)又は大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第10号)若しくは大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業中止(廃止)承認申請棄却(却下)決定通知書(様式第11号)により行うものとする。

(実績報告書)

第10条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業実績報告書(様式第12号)とする。

2 前項の実績報告書には、事業実施報告書、領収書その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(確定通知書)

第11条 規則第15条の規定による通知は、大津市商業地魅力アップ支援事業補助金確定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(交付請求書)

第12条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市商業地魅力アップ支援事業補助金交付請求書(様式第14号)とする。

(事前交付請求に係る交付請求書)

第13条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市商業地魅力アップ支援事業補助金交付請求書(様式第15号)とする。

(取消通知書)

第14条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市商業地魅力アップ支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第16号)により行うものとする。

(返還通知書)

第15条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市商業地魅力アップ支援事業補助金返還通知書

(様式第17号)により行うものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成35年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表(第4条関係)

- 1 商店街活性化計画策定支援事業補助金

(1) 補助事業

商店街が次に掲げる項目を明らかにした計画であって、その計画期間が3年以上であるもの(以下「商店街活性化計画」という。)を策定する事業

- ア 商店街の現状分析
- イ 市民ニーズの調査及びその分析
- ウ 商店街活性化の方向性・将来ビジョン
- エ 将来ビジョンを達成するために実施する事業
- オ 将来ビジョン達成のための取組体制
- カ 商店街活性化の数値目標

(2) 補助対象者

前号の商店街活性化計画の策定を行う市内商店街

(3) 補助対象経費

補助事業の実施に要する次に掲げる経費であって、市長が必要と認めるもの。ただし、商店街の運営に係る経費、商店街の内部関係者の飲食等食糧費に相当する経費その他補助することが適当でないと思われる経費を除く。

- ア 委託料

イ 謝礼、旅費等（商店街の内部関係者に対して支払うものを除く。）

ウ 印刷製本費

エ 消耗品費

オ 通信運搬費（郵送料に限る。）

(4) 補助金額

補助対象経費の2分の1に相当する額。ただし、500,000円を上限とする。

2 連携等支援事業補助金

(1) 補助事業

商店街活性化計画に基づき商店街が大規模小売店舗、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、大学、市民団体等の他団体と連携して実施する事業であって、商店街及び地域の活性化に資すると認められるもの（商店街活性化計画の計画期間中に実施されるものに限る。）

(2) 補助対象者

商店街活性化計画に基づき前号の事業を実施する商店街

(3) 補助対象経費

委託料、謝礼及び旅費等（商店街の内部関係者に対して支払うものを除く。）、工事請負費、原材料費、使用料及び賃借料（商店街の内部関係者に対して支払うものを除く。）、広告料、消耗品費、通信運搬費、保険料その他の補助事業の実施に要する経費であって、市長が必要と認めるもの。ただし、商店街の運営に係る経費、商店街の内部関係者の飲食等食糧費に相当する経費その他補助することが適当でない認められる経費を除く。

(4) 補助金額

補助対象経費の2分の1に相当する額（その額が400,000円を超えるときは、400,000円）。ただし、内容を同じくする事業又は内容が類似する事業に対する補助金の交付は1年度につき1回、合計2回までを限度とし、その2回目の補助金の額は補助対象経費の3分の1に相当する額（その額が250,000円を超えるときは、250,000円）とする。

3 起業・創業促進新規出店支援事業補助金

(1) 補助事業

商店街活性化計画に基づき空き店舗の解消に取り組む商店街の区域内に存する次に掲げる要件を満たす空き店舗（商業活動を休止した店舗で市長が認めるものをいう。以下「空き店舗」という。）において起業・創業（第2創業を含む。）しようとする者が当該空き店舗を自ら借り上げて店舗を再生する事業

ア 1階部分を店舗として使用していること。

イ 入り口が歩道又は道路に面していること。

(2) 補助対象者

前号の事業を実施しようとする者であって、次のいずれにも該当するもの

ア 商店街活性化計画の計画期間中に補助金の申請（家賃補助金にあつては、初年度の申請）を行った者で

あること。

イ 商店街活性化計画において出店者の要件が定められている場合にあつては、当該要件を具備していること。

ウ 法律に基づく許認可等が必要な場合は、その許認可を有し、又はその取得が確実であるものであること。

エ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に該当しないものであること。

オ 空き店舗の所有者と同一世帯に属し、又は生計を一にする者でないこと。

カ 空き店舗の所有者の親族でないこと。

キ 同一の商店街内の店舗を移転するものでないこと。

ク 出店後継続して2年以上店舗として事業を行うものであること。

ケ 過去に大津市中心市街地空き店舗活用事業補助金、大津市空き店舗再生支援事業補助金又はこの項の起業・創業促進新規出店支援事業補助金の交付を受けた者でないこと。

コ ケに掲げる者と同一世帯に属し、又は生計を一にする者でないこと。ただし、本市と賃貸借契約を締結し、まちなか交流館のチャレンジショップに出店した者であつて、引き続き空き店舗に出店しようとする者を除く。

サ 出店する商店街に加入し、その商店街活性化計画に基づく取組に積極的に参加する者であること。

シ 本市以外の市町村を含む市町村税に滞納がないこと。

ス 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

セ 家賃補助金にあつては、大津市主催の大津・女性ビジネスプランコンテストのファイナリストとして出場し、起業・創業に向けてのプレゼンテーションを行ったもの（出場年度は問わない。）又は産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第26項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けた者であること。

### (3) 補助対象経費

#### ア 改装費補助金

空き店舗の改装及び付帯設備の設置に要する経費（備品購入費を除く。）であつて、次に掲げるもの。ただし、開店に必要と認められる経費で、市内に本店登記がある法人（申請者と同一世帯に属し、又は生計を一にする者が役員である法人を除く。）又は市内に住所がある個人事業主（申請者と同一世帯に属し、又は生計を一にする者を除く。）が施工するものに限る。

(ア) 内装工事費

(イ) 給排水設備工事費

(ウ) 電気工事費

(エ) 冷暖房設備工事費

(オ) 外壁工事費

イ 家賃補助金

空き店舗の月額家賃

(4) 補助金額

ア 改装費補助金

前号アに掲げる補助対象経費の5分の1に相当する額。ただし、500,000円を上限とする。

イ 家賃補助金

月額家賃の3分の1に相当する額。ただし、1月につき25,000円を限度とする。

(5) その他

ア 家賃補助金は、店舗開店の翌月（1日に開店する場合にあっては、当該月）から3年（休業している期間を含む。）を限度として、会計年度ごとに補助対象者の申請に基づき交付する。

イ 月の初日から末日まで休業していた月は、家賃補助金の補助対象としない。

ウ 改装費補助金又は家賃補助金（以下「改装費補助金等」という。）の交付を受けた者が、第2号に掲げる要件に該当しない者であることが明らかとなったときは、市長は、既に交付した改装費補助金等の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

エ 改装費補助金等の交付を受けた者が出店後2年以内に当該補助金の交付の対象となる空き店舗における事業を廃止したときは、次の表に定めるところにより、出店から退店までの期間に応じ、既に交付を受けた改装費補助金等の全部又は一部を返還しなければならない。

出店から退店までの期間	返還額
1 2 か月未満	改装費補助金等の全額
1 3 か月未満	改装費補助金等の45パーセントに相当する額
1 4 か月未満	改装費補助金等の40パーセントに相当する額
1 5 か月未満	改装費補助金等の35パーセントに相当する額
1 6 か月未満	改装費補助金等の30パーセントに相当する額
1 7 か月未満	改装費補助金等の25パーセントに相当する額
1 8 か月未満	改装費補助金等の20パーセントに相当する額
1 9 か月未満	改装費補助金等の15パーセントに相当する額

大津市商業地魅力アップ支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住 所

氏 名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市商業地魅力アップ支援事業補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
交 付 申 請 金 額	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
添 付 書 類	

大津市商業地魅力アップ支援事業補助金交付決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市商業地魅力アップ支援事業補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	

（注）補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。



様式第3号（第6条関係）

大津市商業地魅力アップ支援事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付けで申請のあった大津市商業地魅力アップ支援事業補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大津市商業地魅力アップ支援事業補助金交付決定取消通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け 大 第 号で交付の決定をした大津市商業地魅力アップ支援事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定金額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市商業地魅力アップ支援事業補助金交付決定変更通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け 大 第 号で交付の決定をした大津市商業地魅力アップ支援事業補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	
変更をした理由	

大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の変更の内容	
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付決定のあった大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
中 止（ 廃 止 ） す る 理 由	
中 止（ 廃 止 ） の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業変更承認決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
変 更 し た 承 認 内 容	
承 認 年 月 日	年 月 日

大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の変更の内容	
承認しないことと決定した理由	



様式第 11 号（第 9 条関係）

大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 13 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先）

大津市長

補助事業者 住所

氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の着手年月日 及び完了年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
補 助 事 業 の 経 費 清 算 額 （補助対象金額）	円
添 付 書 類	

大津市商業地魅力アップ支援事業補助金確定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市商業地魅力アップ支援事業補助事業について、次のとおり商業地魅力アップ支援事業補助金の額を確定したので、大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交 付 確 定 金 額	円

大津市商業地魅力アップ支援事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

Ⓜ

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の確定のあった大津市商業地魅力アップ支援事業補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 確 定 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
振 込 金 先 金 融 機 関	金 融 機 関 名 銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号 普通 ・ 当座
	口 座 名 義
添 付 書 類	

大津市商業地魅力アップ支援事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住所

氏名

印

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市商業地魅力アップ支援事業補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり事前交付請求します。

補 助 年 度	年度		
補 助 事 業 の 名 称			
交 付 決 定 金 額	円		
補 助 金 を 事 前 交 付 請 求 す る 理 由			
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円		
交 付 請 求 金 額	円		
振 込 先 機 関	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協	支店
	口 座 番 号	普通	当座
	口 座 名 義		
添 付 書 類			

大津市商業地魅力アップ支援事業補助金交付決定取消通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市商業地魅力アップ支援事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 ( 確 定 ) 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 ( 確 定 ) 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市商業地魅力アップ支援事業補助金返還通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市商業地魅力アップ支援事業補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

（注）別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。